

中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告 <抜粋> (平成21年8月26日 中央教育審議会大学分科会)

第1 公的な質保証システムの再検討について

2 公的な質保証システムの検討に関わるその他の観点

(2) 学生支援・学習環境整備の観点からの質保証の検討

(学生支援・学習環境整備の観点からの質保証)

- ① 従来、大学の在り方に関する議論では、教育と研究が着目されてきた。
しかしながら、社会や学生のニーズが多様化しているにも関わらず、学生支援や学習環境整備に関しては十分な議論がなされてきたとは言えない。
この場合、学生支援には、学生相談、学修支援、経済的支援等があげられ、また、正課外教育の在り方、例えば、図書館等の学習環境や、部活動を含むキャンパスライフも、学習環境整備の観点から検討していくことが求められる。
- ② 学生支援や学習環境支援の充実にあたっては、国の内外から幅広い年齢層の者が、学生や教員・研究者として集い、相互に交流しながら、学んでいく場をどう整えるかが課題となる。また、学生支援や学習環境整備の充実は、優れた学生を広く世界から集めるなど、我が国の大学の国際競争力の向上の前提でもある。
- ③ そこで、大学の公的な質保証システムとしての設置基準、設置認可審査、認証評価の在り方に関する検討の一環として、学生支援・学習環境整備の観点をどのように考慮していくかが課題となっている。
- ④ 以上のような観点から、学生支援・学習環境整備を充実する方策について、以下のような検討課題が考えられる。

検討課題(例)

- ア 学生支援・学習環境整備に係る質保証を促す具体的な指針として、大学としての観念や、大学教育の理念に包含され、共通に理解されているルールを確信的に具体化・明確化。
- ・ 多様な者が交流しながら学ぶ場であるキャンパスにおいて、部活動等の正課外教育、学修支援、学生相談など大学に求められる機能と、その機能を果たすために必要な図書館、課外教育施設、コミュニケーションスペース等の施設整備。
 - ・ 学生支援を継続的・体系的に行う仕組みを構築し、教育の質向上を実現する定性的な基準。
 - ・ 学生支援を担当する教職員や多様な専門家を活用した組織。